

消費生活だより ～くらしの危険～ 気をつけて！不安をあおる分電盤の点検商法

Q



電話がかかってきて分電盤の点検を勧められ了承したところ、業者が来訪した。分電盤を点検してすぐに「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言わされた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると高額ではないかと思う。工事を中止してほしい。

A



- 分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法廷点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。
- 分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。
- 分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

6月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	6/4（水）、18（水）	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	6/11(水)、25(水)	☎43-0070
養老町	6/2(月)、16(月)	☎32-1108
神戸町	6/9(月)、23(月)	☎27-3111
輪之内町	6/5(木)、19(木)	☎68-0185
安八町	6/12(木)、26(木)	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152